

建築・設備工事数量公開実施要綱

福山市の建築・設備工事の数量公開実施要綱を次のとおり定める。

1 対象工事

建築・設備工事の全工事を対象とする。

2 公開の範囲

原則として、全数量とする。

3 公開の数量

公開数量は、福山市建設工事請負契約約款第1条に定める「設計図書」ではなく、参考数量として取り扱う。

4 公開の方法

参考数量書を作成し、閲覧とする。ただし、当該工事の入札参加者又は随意契約による指名者のうち、希望者には有料で配布する。

5 数量が異なった場合の処置

業者の数量と公開の数量が異なっても、工事価格の見直しは行わない。

附 則

この要綱は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1999年（平成11年）6月1日から施行する。